大阪府耐震改修促進計画審議会（第７回）　議事録

■ 開催日時　平成31年１月９日（水） 10時00分 ～ 11時30分

■ 出席委員　澤木会長、越山委員、大石委員、近藤委員、山鹿委員

**議題（1）「住宅建築物耐震10カ年戦略・大阪」に基づく更なる耐震化の取組みについて【答申】（案）**

【委員】　　皆さんおはようございます。それでは早速ですけれども、議事に入らせていただきたいと思います。本日は議題が1件、その他が1件となっております。議題の方は、7月に諮問いただきました「住宅建築物耐震10ヶ年戦略・大阪」に基づくさらなる耐震化の取組みについてに関する答申案ということで、本日答申案を審議いたしまして審議会としての答申をまとめることになります。どうぞ、慎重なご審議をよろしくお願いしたいと思います。それではまず議題に関しまして、事務局から資料の説明をよろしくお願いします。

【事務局】　　資料１により説明

【委員】　　はい。ありがとうございました。ただいま当審議会としての答申の案、資料１について、中間とりまとめからの主な変更点・修正点を中心にご説明いただきました。その他、参考資料として、答申案を反映した戦略のイメージについてもご提示いただきました。まず答申案につきまして、皆さんのご意見を賜っていきたいと思います。本日が答申案について最後の審議になりますので、お気づきの点等ございましたら、ご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。大阪市がまだ広域緊急交通路の耐震診断結果を公表してないということで、7ページのところになりますけれども、一応大阪市が公表されても今日の案の形の文案という理解でよろしいんですね。新たにまた修正が入るということではなくて。

【事務局】　　はい。今は最新のデータで入れさせていただいておりますので、もし何か最終調整等がございましたら、その部分は修正させていただくこともあるかもしれませんが、大きく変わることはないと思っております。

【委員】　　いかがでしょうか。本日の審議会に先立って、各委員に事前に事務局から説明をいただいて、修正意見等もあるなしを伺っていただいておりますけど、特に答申案については、よろしゅうございますか。委員どうぞ。

【委員】　　9ページですけれど、図表19でＮ（サンプル数）が5とか17とか非常に少ないものをパーセントで出すというのがちょっと。そのまま数字を書いてもいいという気がします。例えばＮ5で40％、40%、40％というのもちょっと見にくい。逆に棟数そのまま出されているグラフもありますので、どちらがいいか考えていただければと思います。

【事務局】　　分かりました。おっしゃいますようにN5ですと確かにサンプル数が少ないので、そのあたり実数で書いたものを作りまして、調整をさせていただきます。

【委員】　　16ページです。中段の変更部分のところの「広域的な視点と地域的な視点から」というところですけれども、これは具体的にどういう内容を指していらっしゃるんでしょうか。また、計画というのは何年後かに検証する時期がくると思いますが、そのときにここで書かれたことが実行されているか否かを評価することになりますので具体的に書いておいた方がいいと思うんですね。この内容に関してもうちょっと具体的にお願いします。

【事務局】　　法改正の中でも触れられているのですが、この沿道のブロック塀の耐震診断義務化につきましては、例えば通学路ですとか近くの一時避難地に行くための道路につきましては基礎の市町村の方で検討いただきまして、市町村を越えるようなものですとか、もっと広域的なものにつきましてはやはり大阪府として診断義務化の路線について検討して対応していくということを考えております。先ほどの説明のときにも申し上げたんですけども、来年度大阪府の方で考えるものにつきまして、また審議会の方でご意見等をいただいてやっていきたいと考えております。

【委員】　　委員いかがでしょうか。何かうまい表現があれば。広域的な視点と地域的な視点って並列で書かれているので、それぞれ何かあるかなと思ってしまうが、広域と地域という両面から府と市町村の役割を踏まえて検討するといったようなことを言いたいだけなんですね。具体的な検討は来年度以降、当審議会でまた議論していくということでいいでしょうか。

【事務局】　　意見を伺いたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【委員】　　例えば表現として、広域的－（ハイフン）地域的な視点としておけば、その二つの視点から見るというのが伝わりやすいのかなと思ったりもしました。ちょっと表現を考えて、微修正いただければと思います。

【委員】　　1ページの「現状と認識」の１の二つ目の〇なんですけども。地震のエネルギーが小さく、長周期の揺れは弱く短周期の揺れが強かったために、全壊半壊が少なく、一部損壊であったと書いてありますが、ちょっとわかりにくいかなと思います。もう少し一般の方が見たときのためにわかりやすく表現できないでしょうか。これは、長周期の揺れが弱く、短周期の揺れが強かったためにそうなったと読むとそういう認識になりますが、そういうことですか。

【事務局】　　実際に下のグラフでも書いてありますけれども、いわゆる地震波の周期の短いものが大きくなりますと家具や塀が倒れやすいということで、今回の地震がまさにそういうことでございまして、どちらかというと、家屋の被害は一部損壊が非常に多かったんですけども全壊が少なく、逆にブロック塀などそういうものが大きく倒れたということはまさにこの周期によるものですので、事実としましてはそういうことになりますが、委員がおっしゃいますようにもう少し一般の方にわかりやすいように表現を工夫したいと思います。

【委員】　　ありがとうございます。あと、この大阪北部地震で私達も相当現場に入らせていただきましたが、ここに表記されているような簡単な被害ではなかったように思います。数字からするとこの表現だと思いますが、今回この被害で収まったというイメージの表現になっているので、もう少し何か大変だったという一言入れて、やはり住民の心情からするとすごく大変で、一部損壊でも本当に大変な目に遭ってらっしゃる方が本当に多いので、もう少しご検討いただけないかなと思いました。

【委員】　　いかがでしょうか。文章をちょっと修正いただくだけで捉え方は変わってくると思いますけれども。この部分では、「強かったため」と因果関係を明確に書いてしまっているのですが、今回の地震は地震エネルギーが小さくて長周期の揺れが小さくて短周期の揺れが強いという特徴がありましたみたいな形で事実として記述しておいて、その影響から、建物の構造まで全壊半壊の被害が少なかったのですが、一部損壊という被害が多く発生しましたといったような表現ですと、今委員が言われたような、簡単に済んだという表現ではない印象の文章になると思います。

【事務局】　　修正させていただきたいと思います。

【委員】　　記述のとらえ方に関して、少し工夫いただければと思います。その他いかがでしょうか。

【委員】　　二点ほどお願いします。一点は、10ページの図表21ですが、ここも数字が欲しいと思います。ここがパーセントになっているので、平成19年、平成27年、平成29年の棟数の数字がほしいと思います。結局耐震化というのは個々の建物にいくらかけるかという話になってくるので、棟数がとても重要だと思うんです。あと1なのか100か1,000なのか、これではわからないので、実数を入れた上でパーセンテージを載せてもらえるともう少し具体的な策が見えるかなと思っていて、ぜひ入れていただければ。

あとは今の委員と繋がるのですが、北部地震の位置づけがちょっと甘いと思います。それは、この審議会は国の答申とか国の施策変更に伴って行われた広域輸送路や避難路に対する耐震化の話から入ってきたのですけれども、北部地震を話に入れるのであれば、やはり住宅に対して非常に被害が大きくて、大阪府は、それを契機にして危機的に扱わなきゃいけないというそういう自治体であるというところをまさに今年度実感したという災害だと思います。放っておいたらまずいと。一部損壊の半分が半壊になって半分が全壊になったら結構ひどいことになるんじゃないかというぐらいの住宅の状況だということをよく考えていますという形で答申の中にもう少し組み込めないかと思います。委員がいうように、一部損壊が多くて良かったねとなんとなく読めなくもない。一部損壊が5万棟以上発生し、大阪府はとても大変だと、まして住宅の耐震化は進んでないというのが3ページに出ているわけです。目標値も全然達していません、最近補助実績も落ちています、そして平成30年を迎えて地震があって相応の被害が出ました、というのがこの北部地震の意味づけだと思うんです。ですから相当頑張ってこの住宅・建物の耐震化を進めていく契機になっているということをもうちょっと前面に打ち出して欲しいと思います。そういう意味では、今回の審議会で北部地震を入れるのであれば、住宅の耐震化のところにかなりコミットメントをしておかないと、大阪府としてはまずいということを、そこもちょっと強調してほしい。ブロック塀の話とか道路の話に行ってしまうのではなくて、まずは住宅の耐震化は相当危機的な状況であって、そこを相当頑張っていかないと、大阪府としては、まさに南海トラフや直下型地震が発生したときに非常に大きな被害が出てしまうという今まで以上の危機感を持たされた災害であるということを書けないかと思います。繰り返しになりますが、平成37年で耐震化率を95％にするんですよね。それは平成27年度で90％に達しているという前提でしたよね、確か。ですが、平成27年度で大阪府は90％達していなくて、82％か83％だったような気がするので、相当上げなきゃいけなくて、今までの10年では全然上がらなかったものをこの10年ではめちゃくちゃ上げると言っていて、しかも平成30年度に大きい地震を経験したわけだから、それは相当上げるものだと大阪府は全国から見られています。だから、そういう意味では被害が小さくてほっとした、よかったね、なんですけれども、逆に捉えるとそれは計画推進をしていく上では逃げ場がないと、もっと大きい地震が来たらほら見ろと言われるというものとして、答申としてはもうちょっと積極的に、というか強く、そこを訴えていってほしいと思います。何か数字の部分で間違いがありましたらご指摘ください。

【委員】　　いかがしょうか。事務局の方。

【事務局】　　14ページに、今回の北部地震を震源とする地震を踏まえて書かせていただいておりまして、以前から委員にご意見いただいておりますように、まさに我々も、今回一部損壊で済んでよかったということは全くございませんので、まず一部損壊で5万棟以上にものぼったというお話と、まさに委員おっしゃっていただいたように、全壊や半壊が少なかったのは、決してその取組みが進んだのではなくて、本当にたまたま地震のエネルギーが小さかったことによって、こういう結果であった。この今の結果でも大変ですけども、さらにもう少しでも地震が大きければ、より甚大な被害があったということを大認識として書かせていただいております。中段では、切迫した状況から、とにかく強力に、今回のブロック塀等だけでなくて、第一に、住宅・建築物の耐震化の取組みの強化というふうに記載させていただいております。委員のおっしゃるように、もう少しここのところで、例えば37年の目標達成に向けても、さらに強力に進める必要があるということを記述させていただいております。

【委員】　　今回検証する必要はないと思いますが、一応10ヶ年戦略があって走っていて、その中で耐震化施策というのは一応国の2004年に答申が出て施策が出ているので、そこからずっと延々やってきて10ヵ年戦略を作っていて地震があったわけですから、ある程度そういう意味では、なかなかできない検証であったり評価であったりという場を、大阪は数少ない形でされていると思います。たまたま一部損壊が多かったわけですけども、やっぱりよくよく考えると耐震化率が上がってないと。一部損壊でも生活被害がとても大きいと、よほどここは詰めていかないと本物が来たときには大変だというものだなということは多分皆さん実感したと思うので、この答申でも計画のおいても、大阪府の行政組織であったり、また府民も含めて、相当程度危機感がある状況だということをもう少し積極的に書けないかなと思うのですけどもね。それを書くとすると、課題のところかもしれませんが、「ギリギリの地震だったと考えるべきです。」とともに、大阪府の取組みをもう少し書き込んで、「住宅の耐震化率についてはなかなか上がっていません。」というところも、ちょっと書き込んでいいかなと思います。目標値に達せないのは事実ですので、目標とするところに達しておらず、より住民と協力していく施策推進が求められるというのが実態ではないかなというふうに思います。

【委員】　　はい。よろしいでしょうか。今おっしゃっていた14ページの課題のところの第一段落の後半であるとか第三段落のあたりに、少し耐震化率について住宅の方が進んでないといったような認識の中で、より強力にそこの耐震化を推進しなければいけないという認識を鮮明に書いていただければという感じがします。第三段落の下から3行目の後半だと、住宅・建築物の耐震化の取組みの強化と合わせる形で、ブロック塀の方に何か主体が流れる文章になっているので、この前半の部分もきっちりと早急に進めないといけないというあたりを打ち出していただければと思います。合わせて先ほど委員の指摘にあった１ページの中段のところにもそういったちょっと住宅の被害を重く認識しているような表現を追加いただければいいのかなと思います。この二ヶ所。もしできればその後の15ページの具体的な取組みの一番の住宅の二つ目の〇になるのですけれども、耐震化の機運の高まりを活用しようみたいなニュアンスだけなので、ここもちょっとパンチの効いたことが書けると、今のところと連動してくると思います。

【委員】　　今の点ですけれど、今委員が15ページを指摘されましたように、全体的にスーッとブロック塀の方に流れていますよね。我々も議論してきたのは住宅に関しては割と一部損壊とか被害は多いのだけど、そこは具体的には議論してないので、だから今から具体的な案が何かここに入るかっていうと、この後のイメージのところもそうですけれど入れるのは難しいと思うので、委員がおっしゃられたように、実は住宅があんまり進んでないよというところを一文入れて、ちょっとドンと一度落として、だからこっちも頑張っていきましょうね、強化しましょうねというような、そういう書き方にするということで、とりあえずは仕方ないのかなと思います。リフォーム事業とかをうまく使ってということで、前回策定時の審議会では、割と具体的に何かプランとかも出てきて住宅のところの議論をしたと思うのですけど、今回はあまり住宅のところを具体的にはしてないので、少し書き方で工夫するというところでいいかなと思います。

【委員】　　はい。ありがとうございます。その他ご意見いかがでしょうか。委員の最初の10ページ表21について、ここに具体的な数値もパーセントだけでなく入れていただく。これはよろしいですね。その他はよろしいでしょうか。答申案につきましては、どうでしょうか。

【委員】　　再度確認させてください。ということは14ページの上から2行目ですね、「一部損壊が5万棟以上にものぼりました」の「が」を削る表現に変わるというイメージでよろしいでしょうか。ここも変えていただけるということですね。はい、ありがとうございます。

【委員】　　その他いかがでしょうか。今までいただいたご意見で、本日の答申案修正が必要な箇所は、1ページ目の現状と認識の一番のところで、特に住宅の被害の表現の仕方とか、住宅の耐震化が進んでないという認識についての記述を追加するという点、それから前の方から順番にいきますと、10ページの表21に数値を入れていただく、それから9ページに戻りますが図表19のサンプル数が少ないところのパーセント表記だけのところを棟数での表記をご検討いただくという点ですね。それから、14ページも先ほどの住宅に関連して、第一段落、第三段落当たりの課題認識の表現を少し追加して変えていただくあたりと、15ページの一番の住宅のところも具体的なところはなかなか難しいかもしれませんので、前文の辺りかもしれませんが少し1ページと14ページの修正に合わせて書き方を調整いただければと思っています。あとは冒頭に委員の方からご指摘のあった、16ページの2の最後の〇の広域的な視点、地域的な視点という表現ですね。このあたりのご指摘を今までいただいていると思います。それ以外や今のところでも結構ですけれども何かございましたらお願いしたいと思います。

【委員】　　20ページの「（2）目標達成のための具体的な取組み」の項目で、全ての文章の最後に「検討する必要があります」ということで締めくくっておられるのですけど、これから検討していくということですよね。「具体的な取組み」という項目と、ちょっと文章的に合わないかという違和感が少しあるのですが、いかがでしょうか。

【事務局】　　この答申をいただきまして、先ほど本当にイメージですけれどもご説明した10ヵ年戦略に、具体の行政計画の方に反映して、実際にやることを書いていきますので、こういうことをしないといけませんよというような語尾で統一させていただいております。前回平成28年に計画本体を作ったときも、こういう取組みは必要ですよっていうことを答申で言っていっていただいて、それに基づいて、実際の取組みの方を計画で書くというような形にさせていただいておりますので、こういう語尾にさせていただいております。

【委員】　　タイトルは「取組み」ではなくて「取組みについて」とか、この審議会として、これについてこういう意見を述べていますという書き方にしたら、そういう誤解は生まれないでしょうか。「目標設定」も「目標設定について」なのかもしれませんが、この答申では、そういう項目については審議会としてこういう意見を具申しますという書き方ですよね。目標設定は設定に関することなのでいいかもしれない。取組みというと取組みそのものを書くような感じになるので、そういった印象を受けられるのかもしれません。

【委員】　　これは質問で、今回議論をしてきた問題のような気がするんですが、7ページと19ページに関わるところで、こういう緊急交通路の沿道建築物の件で大阪市の数字が入ったのが今回初めてのような気がするのですが、これおおよそ大阪府としては想定の範囲内の数なんですか。今まで大阪市は入ってないので、この半分の値で僕らは議論をしてきたわけですけれども、大阪市が入って数的には倍増するわけじゃないですか。大阪市の部分なので大阪市でやるというふうな感じなのか、いや、府の中で考えるとして数が倍になったけども、この施策展開でおおよそ目標は達成できるというものなのか、感覚をお教えいただきたいと思います。

【事務局】　　数につきましては、例えば7ページのところですけれども、大阪市の方が増えて倍というふうに委員おっしゃったんですけど、実際中間まとめに出すときには、大阪市が公表されておりませんでしたので、この100とかいう数字を記載していたのですが、ご審議いただくときのこれまでの資料につきましては大阪市の数が入っておりまして、当時は大阪市の方で精査が完了した数字が出てなかったので、もうちょっと多い200数十みたいな数字を記載させていただいておりました。あの時も委員の方からやっぱりこれはかなり厳しいけれどもということをご意見いただいておりますように、我々も重々厳しいというのはわかっていたのですけれども、まさに委員おっしゃっていただいたように切迫する状況の中で絶対これをやらないといけないということで、重点化等のようなこともやってはいくんですけども、200を超えたものをきっちりやっていこうというふうに考えております。

【委員】　　その他よろしいでしょうか。特にご意見がなければ、答申案については、先ほど申した箇所を中心に修正を行って、各委員に確認させていただいた上で、確定については会長である私に一任していただきたいと思いますけどよろしいですか。はい。ありがとうございます。

それから、参考資料で具体的なイメージを出していただいていますけど、こちらの方で何かアドバイスといいますか、こんなふうに反映していただいたらといったご意見あれば伺っておきましょうか。答申の今の修正もあわせて反映していただかないといけませんけれども、参考資料1で戦略の方の直し方について何かお気づきの点がありましたら、いかがでしょうか。

【委員】　　表紙のところの左の目次、答申案を反映したイメージの7の社会環境整備っていうのは、どういう内容であって、誰が、行政のどの主体が行うどのようなことでしたか。

【委員】　　はい。ちょっとそうですね、現行のものを少しご説明いただいて。現行は6章にあるものがそのまま場所が変わるっていうことでしたよね。どんな内容だったのでしょう。

【事務局】　　参考資料の現行については修正した部分の抜粋しかありませんが、耐震化促進の社会環境整備というところでは項目を四つ挙げておりまして、耐震改修以外の建て替えや住替えによる促進をしましょうですとか、税制の改正やそういう支援制度の拡充、住宅ローンや保険制度の拡充、あと中古住宅市場の活用についてもやっていきましょうということで、直接の改修と違うものを掲げているところでございます。

【委員】　　行政ができるところですか。

【事務局】　　住宅ローンですとか保険制度の拡充で、実際やりますのは保険会社だったりしますけれども、そういう働きかけなどもしていくと。

今回の改正では場所を後ろに移動しまして、内容の変更はしないという予定です。

【委員】　　そうすると多分、今のところに木造住宅に関する具体的な何か促進策というかそういうのが一部入っているという感じですよね。木造住宅市場とか、中古住宅市場というか、そういう話が出てくると。そうですよね。この8ページの木造住宅のところが割とさらっと書いてあるだけで、最初の委員の疑問提起に関連するので、どうかなと思ったんですけど。そっちとちょっと関係してくるという感じでとらえられそうですよね。

それからあともう一つ、これイメージなので割と具体的なところでお話しをすると、12ページの家具の転倒防止の促進のところで、これは実際できるのかわからないんですけど、賃貸住宅とか住宅の売買の際に重要事項説明といったようなことを借主貸主の間でやることが義務付けられていますよね。最近は多分借主の方から住宅の安全性とかについての質問があったりとかすることもあるので、こういう重要事項説明のところで、何か家具の転倒防止には例えばこういうふうなことができるというような説明を、府がするのであれば公営住宅とかＵＲとか何かそういうところに限られるのかもわからないですけど、少しそういうところで情報提供していくということをすると普及促進に繋がるのかなという感じはします。

【委員】　　8ページの、ダイレクトメールの記述について、以前のままだと思うんですけど、気になったのが昭和56年以前の木造に対してという表記です。例えば大阪市、寝屋川市、堺市、茨木市については、平成12年6月まで診断の補助対象になっていると思います。ですから、これを市民が読んだときに昭和56年6月までしか耐震化は必要ないんじゃないかと勘違いしてしまう表記になっている気がします。そのあたりも少しお考えいただきたいということと、リフォーム事業者と連携したバリアフリー等のリフォームとなっていますが、もしよかったら、省エネ・バリアフリーとされた方がよろしいのではないかと思います。あと、今委員がおっしゃったように、中古住宅の流通ですと、築20年以上の木造住宅を買われる方もおられますが、そのときに耐震診断をして耐震改修をすれば、ローン控除で大体200万円前後のお金が返ってくるという例もあると思いますが、そのあたりも中古住宅流通の折に耐震化のきっかけにならないかと思います。ということになりますと、ここの場合は、リフォーム会社さんとの連携プラス、不動産流通業者というのも入れられた方が良いのではないかなというふうに思いました。

【委員】　　はい。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。これは本題ではないのですが、年号の表記が平成とかの元号になっていますが、この戦略ができてすぐに変わると思うので、西暦に合わせておくほうがあと読みやすいのかなというか、新元号になったあと、平成37年って新しい元号の何年だろうと換算が大変なので、その辺のご配慮をいただければと思いました。

その他よろしいでしょうか。また何かあれば時間内にご発言いただければと思いますので、その他の議題に移っていきたいと思います。その他は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の政省令および関係告示の改正についてということですね。これについて、ご説明よろしくお願いいたします。

【事務局】　　参考資料３により説明

【委員】　　はい。ありがとうございました。ただいまの説明につきましてご意見ご質問があればよろしくお願いします。よろしいでしょうか。ブロック塀の高さに関する2.5分の1という数字の根拠はどういうところから出てきたのか、なにかあるのでしょうか。

【事務局】　　2.5分の1につきましては、国土交通省に確認しましたところ、過去の地震被害でブロック塀が倒れますと2.5倍くらいまでですね。

【委員】　　くずれて広がる。

【事務局】　　そのようなデータがあったので2.5分の1にしたというふうに聞いております。

【委員】　　そうすると道路の中央ぐらいまで破片が飛び散るという想定になるんですか。

【事務局】　　半分というふうに。

【委員】　　半分のそういうものを防ごうと。どちらかというと、今の基準は、避難の沿道の歩道の安全性というよりは、車輌の通行の確保っていうところに視点があるということですね。その他よろしいでしょうか。

はい、それではいろいろ本日ご貴重な意見ありがとうございました。本日の議題は以上の2点でございますけれども、昨年7月に、知事から諮問を受けて本日まで3回にわたって審議を重ねてまいりまして、まだ修正がありますけれども、一応答申案はまとまった形になってきました。ありがとうございます。

大阪府におかれましては、今回のこの答申を踏まえて、大阪府民の安心安全の確保を最優先に引き続きというか新たな耐震化対策も含めて全力で取り組まれることを期待していますので、ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。それでは進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

【司会】　　委員の皆様、本日も貴重なご意見いただきまして誠にありがとうございました。今後のスケジュールについてですけれども、先ほども少し触れさせていただきましたが、今後、本審議会からいただく答申を踏まえまして10ヶ年戦略の改定案を作成し、2月にはパブリックコメントを実施したいと考えております。そこでいただいたご意見と大阪府議会2月定例会での審議を踏まえて、3月には改定した10ヶ年戦略を公表したいと考えております。それでは、閉会に当たりまして、住宅まちづくり部長の○○よりご挨拶をさせていただきます。

【部長】　　住宅まちづくり部長の○○でございます。審議会閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様におかれましては、昨年7月の諮問以来、本日まで大変活発なご審議いただきまして誠にありがとうございました。

先ほど議論がありましたけど、大阪府北部を震源とする地震で、ブロック塀ばかりが注目されていて、議論もどうしてもブロック塀に偏りがちだったのを戒めながら住宅もということで、ずっと議論してきたつもりではございます。実際知事からも、復旧についてですけど、無利子融資を全国で初めて作るとか、住宅の重要性というのはもう十分府庁として認識はしております。この復旧を今度は事前対策にというご意見が今日もありましたので、そこについては、ぜひしっかり議論をしていきたいと思っております。

またブロック塀についても重要でございますので、新たな知見を踏まえまして頑張っていきたいと思っています。今日のご意見を踏まえて修正いただいた答申を踏まえまして、府としては、本年3月を目途に耐震改修促進計画を改定いたしまして、市町村、民間事業者などの関係団体としっかり連携を図りながら、より一層の住宅建築物の耐震化を進めてまいる所存でございます。

委員の皆様におかれましても、引き続き大阪府の取組みに対しまして御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

―了―